

守口市立わかくさ・わかすぎ園通園児送迎用
マイクロバス借上事業等業務委託仕様書

この仕様書は、守口市立わかくさ・わかすぎ園通園児送迎用マイクロバス借上事業等の業務に関する取扱いについて定める。

1 目的

守口市立わかくさ・わかすぎ園通園児送迎マイクロバス借上事業等の業務に関して、快適で安全な運行の実施を目的とする。

2 送迎対象者

守口市立わかくさ・わかすぎ園に通園する就学前の障害を持った幼児及びその親を対象とする。

3 業務の範囲

- (1) 園児通園に係る送迎業務の他、園行事(夏まつり・運動会・遠足・休日参観それぞれ年1回実施)、園外療育(市内及び市外で春・秋それぞれ週3回程度実施)、緊急事態、その他園長が必要と認めた目的のため、マイクロバスの運行を行う。
- (2) 乗務員は、(1)の運行後にマイクロバスを入庫させた後、その都度車内を点検し、全ての園児が降車していることを確認した後、園に連絡する。

4 期間

期間は、令和5年4月1日～令和10年3月31日とする。

※ただし、わかくさ・わかすぎ園については、現在運営方法の見直しを検討しているところであり、検討の結果によっては契約期間短縮の変更契約が必要となる場合がある。

5 台数及び形状等

29人乗り、営業登録(グリーンナンバー)のマイクロバスを2台使用する。

6 配車場所

守口市立わかくさ・わかすぎ園とする。

7 マイクロバスの仕様について

マイクロバスの仕様については、次のとおりとする。

- ①換気扇を設置する。
- ②落下防止用ポールを設置する。

- ③運転席との仕切ポールを設置する。
- ④運転席の後部座席については、2人掛けシートとする。
- ⑤運転席後部には締切板を設置する。
- ⑥リクライニングシートは、2人掛けで、2ヶ所に設置し、2名分のシートベルト及び胸ベルト（幅約12cm）を設置する。
- ⑦灰皿は非設置とする。
- ⑧1人掛けシートには、シートベルト及び落下防止のための肘掛けの設置をする。
- ⑨荷物棚を設置する。
- ⑩バックカメラを設置する。
- ⑪乗降中に後部車両から確認出来るよう乗降中表示ランプを取り付ける。
- ⑫危険物持込み禁止・禁煙プレートを設置する。
- ⑬CDプレイヤー・AM及びFMラジオを設置する。
- ⑭自動ドアは、2枚ドアの内折り込み式のものとする。
- ⑮バスの両サイドに「わかくさ・わかすぎ園」と名前を入れる。
- ⑯園児にわかりやすくするために、シール（星・花等）を貼る。

8 運行時間

運行時間は、午前8時00分から午前10時30分まで及び午後13時00分から午後16時00分までとする。

9 勤務規則について

受託者は、次に定める勤務規則を厳守するとともに送迎業務の履行にあたっては、善良なる管理者の責務をもって従事するものとする。

- (1) 乗務員に対して業務の履行に必要な教育及び指導を行うこと。
- (2) 乗務員は、業務履行の場において言動その他に十分な注意を払うこと。
- (3) 乗務員は、原則として年間を通して同一乗務員であること。
- (4) 制服等を着用させ常時身分証明書を携帯させること。
- (5) 乗務員に対して受託者は、有給休暇など労働基準法に基づく雇用をすること。

10 乗務員の代替えについて

担当乗務員が健康上の事情等やむを得ず休む場合は、事前に園長の承認を得て代替乗務員を配置すること。

その際、事前にコースの試走をし、業務内容についてもあらかじめ熟知させておくこと。

また、本業務に従事することが不相当と園長が認める場合は、受託者は当該乗務員を速やかに交代させるものとする。

11 交通事故等の報告について

乗務員は通行中に生じた交通事故等については、直ちに受託者に報告し指示を受けなければならない。また、受託者は報告を受け指示を行った後、委託者にも報告を行うものとする。

12 交通事故等の処理

通行中に生じた交通事故等については、受託者が全責任を負い一切の処理をしなければならない。また、処理が終了した後も受託者は委託者に報告をおこなうものとする。

13 法令上の責任

受託者は、乗務員に対して労働基準法、労働災害補償保険法、道路運送法その他関係法令上の全ての責任を負うものとする。

14 マイクロバスの維持管理

マイクロバスの修理、車検、備品、消耗品等に係る経費の一切について、受託者が負うものとする。

15 その他

マイクロバスの運行経路については、双方で協議し決定する。経路を変更する必要が生じた場合は、直ちに園長及び受託者に報告をし、指示を受けなければならない。(別紙令和4年度の運行距離を参考)

16 この仕様書に定めのない事項について

この仕様書に定めのない事項について及び疑義が生じた場合は、受託者、委託者、双方協議の上定めることとする。